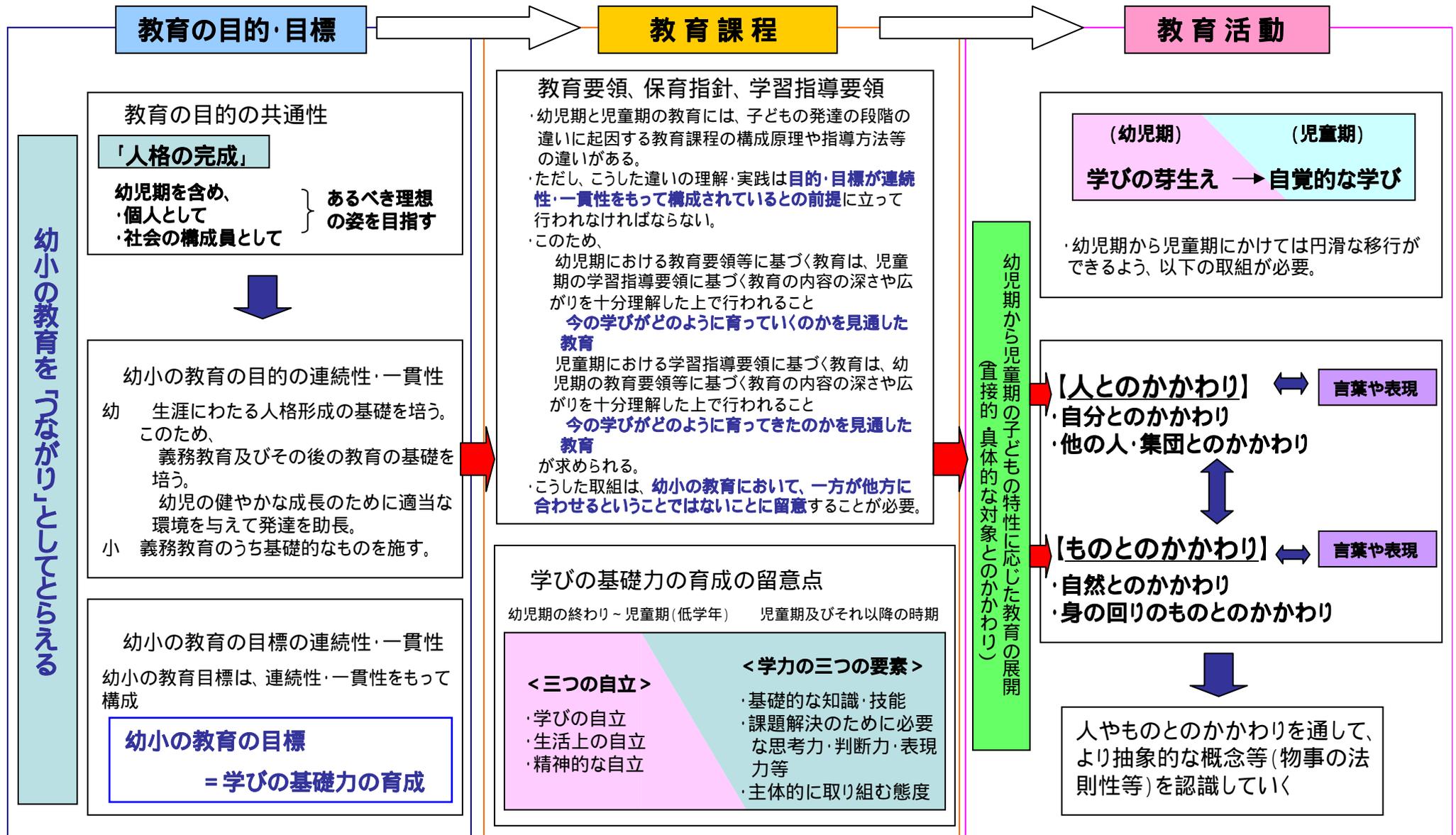


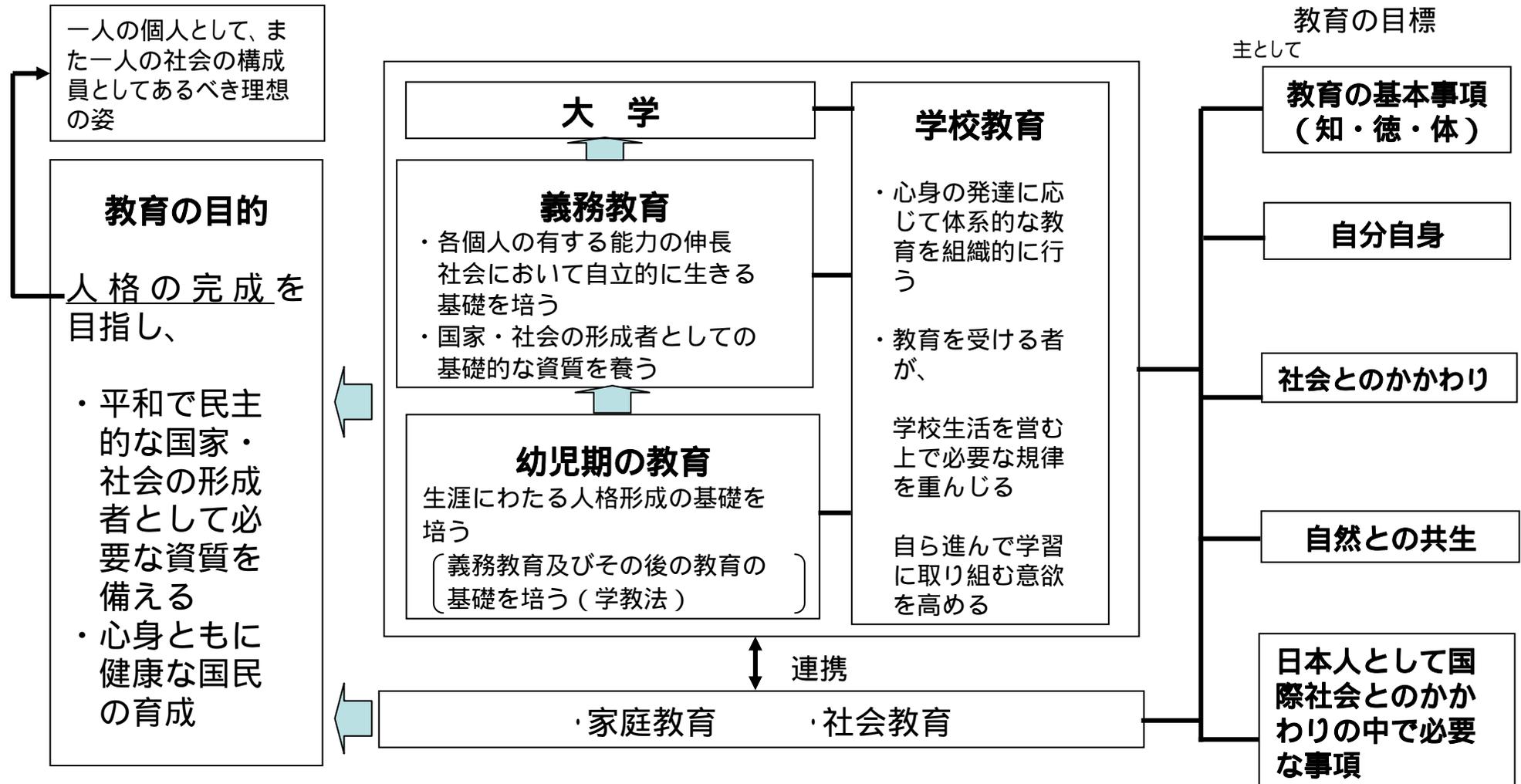
幼児期から児童期にかけての教育の構造等



- (1) 「学びの自立」 自分にとって興味・関心があり、価値があると感じられる活動を自ら進んで行うとともに、人の話をよく聞いて、それを参考にして自分の考えを整理したり、さらに考えを深めたりして、自分の思いや考えなどを適切な方法で表現できること。
 ・「生活上の自立」 生活上必要な習慣や技能を身に付けて、身近な人々、社会及び自然と適切にかかわることができるようになり、自らよりよい生活を創り出していくこと。
 ・「精神的自立」 自分のよさや可能性に気付き、意欲や自信をもつことによって、現在及び将来における自分自身の在り方や夢や希望をもち、前向きに生活していくことができること。
- (2) 「教育の目的・目標」「教育課程」「教育活動」という流れに加え、実際には「教育活動」から「教育課程」を見直すといった流れもある。

教育基本法の体系

- ・教育の中で必要となる事項は主として、教育の基本事項（知・徳・体）、自分自身、社会とのかかわり、自然との共生、日本人として国際社会とのかかわりの中で必要な事項からなる。
- ・学校は、幼児期から大学までこれらの教育を体系的かつ組織的に行うもの。



「幼児期の教育」・・・当該教育のうち、幼稚園担当部分（保育所、認定こども園の教育機能部分を含む）として使用。それ以外の教育は家庭教育、社会教育に含む。

幼稚園・小学校教育の連続性・一貫性と学びの基礎力の育成について

幼稚園教育(学教法第23条)

小学校教育(義務教育)の目標(学教法第21条)

学びの基礎力の育成

<知>

身近な社会生活、生命及び自然に対する正しい理解
身近な社会生活、生命及び自然に対する思考力の芽生え
言葉の正しい使い方
豊かな感性と表現力の芽生え

<徳>

家族や身近な人への信頼感
自律及び協同の精神
規範意識の芽生え
集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度
身近な社会生活、生命及び自然に対する興味、態度
相手の話を理解しようとする態度

<体>

健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣
身体諸機能の調和的発達

<知>

公正な判断力
我が国と郷土の現状と歴史についての正しい理解
外国の文化の理解
家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項についての基礎的な理解
家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項についての基礎的な技能
生活に必要な国語の正しい理解
生活に必要な国語を正しく使用する基礎的な能力
生活に必要な数量的な関係の正しい理解
生活に必要な数量的な関係を正しく処理する基礎的な能力
生活にかかわる自然現象についての科学的な理解
生活にかかわる自然現象について、科学的に処理する基礎的な能力
音楽、美術、文芸その他の芸術についての基礎的な理解
音楽、美術、文芸その他の芸術についての基礎的な技能
将来の進路を選択する能力

<徳>

自主、自律及び協同の精神
規範意識
公共の精神
主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度
生命及び自然を尊重する精神
環境の保全に寄与する態度
伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度
他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度
勤労を重んずる態度

<体>

健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣
運動を通じた体力の向上
心身の調和的発達

上記の各項目は必ずしも<知><徳><体>に明確に区分されるものではないが、最も関係が深いと思われるものに整理している。